

後期高齢者医療制度のお知らせ

制度の見直しについて

均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

【令和2年度】	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

均等割2割軽減・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割軽減・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和2年度】	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

保険料の計算方法(令和2年度)

●保険料額は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得-33万円)×10.98%	=	1年間の保険料 限度額64万円 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

●所得とは、前年の「収入」から公的年金等控除や給与所得控除額などの「必要経費」を差し引いたものです。

1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

令和元年度 62万円	→	令和2年度 64万円
---------------	---	---------------

問い合わせ先／北海道後期高齢者医療広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階【電話】011-290-5601
弟子屈町役場 健康こども課 保険年金係【電話】482-2935

宝くじ助成金で摩周湖の景観や水環境をPRするチラシ・ポスター・映像を作成しました

「コミュニティ助成事業」を活用し、普段立ち入ることのできない摩周湖の湖岸や水中の映像、画像を盛り込み、摩周湖の魅力や神秘性をPRするチラシ、ポスター、映像を作成しました。

作成したチラシ、ポスター、映像は、町内観光施設や町内イベントにて配布や掲示、上映会を行うなど、摩周湖の清浄さとその保全の大切さについて広くプロモーションすることで、さらなる地域の発展につなげていきます。

コミュニティ助成事業について

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力のある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための「コミュニティ助成事業」を行っています。詳細については、一般財団法人自治総合センターのホームページをご覧ください。



PR映像上映会の様子(摩周スノーランド)



■問い合わせ／役場環境生活課 ☎482-2934 (課直通)

「地域支えあい推進会議」便り

いのちをすすめあひ 生活のスズメ 12

2月の後半から新型コロナウイルス感染症の流行で、集いの場や運動サークルが中止となつています。現時点(4月初旬)では、少しずつ再開するサークルも出てきています。聞いていますが、ほとんどの皆さんは自宅でお過ごしのことと思います。そろそろお友だちとおしゃべりが恋しいのではありませんか?電話やアクセス、メールやお手紙でお仲間と連絡を取り合ってみませんか?会って思う存分おしゃべりする日を楽しみに、普段使わない方法でのコミュニケーションを楽しみましょう!スマホをお使いの方には思い切つてテレビ電話に挑戦するいい機会かもしれません。電話でのおしゃべりはお口の体操にもなります(ホントです!)。お友だちとお話できてフレイル予防もできるなんて一挙両得ですね。会えなくてもつながりを保つのに役立つサービスはたくさんあります。それらを利用しながらまた会える日を楽しみに待ちましょう。

地域支えあい推進員 藤原直美
(生活支援コーディネーター)

□問い合わせ先／役場福祉課地域包括支援係 ☎482-2921(課直通)まで。

糖尿病講演会のお知らせ

日時 6月19日(金) 18:00~19:30
場所 福祉センター1階
講師 釧路赤十字病院内科 古川 真 先生

テーマ 「糖尿病サバイバル時代! ~君は生き延びることができるか?~」

弟子屈町は他の市町村に比べ、血糖値の高い方が多いという傾向があります。また糖尿病に由来する人工透析導入も多く、糖尿病の予防・悪化の防止が重大な健康課題となっています。血糖を上手にコントロールし、腎臓を大切にしながら元気に過ごすために、古川先生のお話で糖尿病の「基本のき」を一緒に学びませんか?お申込みは健康こども課健康推進係まで。

※延期・中止となる場合は改めてお知らせします。

□問い合わせ先／役場健康こども課健康推進係 ☎482-2935

健康診断・各種検診の原則中止
緊急事態宣言の期間中は原則、健康診断(集団健診、職場健診や乳幼児健診、個人で受診する健診やがん検診、脳ドック等すべて)を行うことができません。季節の変わり目で、体調が変化しやすい時期になります。例年以上に体調管理にお気を付けてください。なお、現在は5月6日(水)までの対応となっていますが、期間延長があった場合は、引き続き中止になる可能性があります。

乳幼児健診の中止・延期に伴う保健師訪問等
令和2年3月、4月の乳幼児健診が中止になり、対象月齢での受診ができていない乳幼児について、町では保健師の訪問等により身体計測や発育相談を行います。感染症対策を徹底のうえ実施しますので、ご協力をお願いいたします。

予防接種は必要
予防接種は不要不急の外出に含まれていません。特に乳幼児の予防接種については、ワクチンで防げる病気にかかりやすい年齢になる前に接種しておくことが重要です。予防接種の延期は感染症にかかりやすくなる可能性があります。感染症対策を徹底のうえ、これまで通りの予防接種をお願いいたします。なお、予防接種の内容やスケジュールの調整などわからないことがあれば、役場の保健師にご相談ください。

製造事業所の皆さまへ 2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は6月1日です。

5月7日以降、町登録調査員が事前調査および調査票の配布を開始しますので、調査の主旨・必要性をご理解いただき、調査票へのご回答をお願いいたします。

□問い合わせ先／経済産業省 <http://www.meti.go.jp/statistics/>・北海道・弟子屈町 まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913 (課直通)